

# 神戸市しあわせの村シンボルマーク使用の手引き

シンボルマークの使用にあたっては、「神戸市しあわせの村シンボルマークの使用に関する要綱」に規定されている事項を遵守してください。こちらではシンボルマークの使用にあたっての注意事項及び申請先を記載していますので、ご参考としてください。

## 使用できるマーク

「神戸市しあわせの村シンボルマークの使用に関する要綱」第3条に定める配色または白黒のみ使用可能です。



## 使用上の遵守事項

①「神戸市しあわせの村シンボルマークの使用に関する要綱」の第7条に規定されている事項を遵守してください。

②その他、次のような使用はしないでください。

※やむを得ずマークの改変が必要な場合は申請書の特記事項に理由を記載してください。

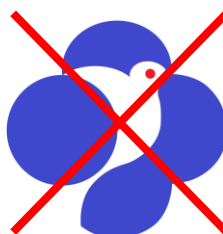
### 変形して使用



### 左右反転して使用



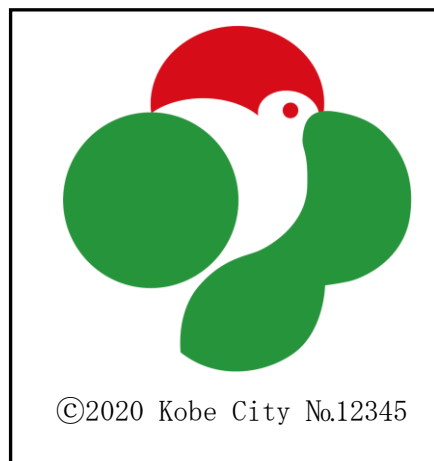
### 変色して使用



### 神戸市しあわせの村シンボルマークの表示例

シンボルマークを表示する同一面上にコピーライト及び許諾番号を表示してください。

※やむを得ずコピーライト及び許諾番号の表示ができない場合は申請書の特記事項に理由を記載してください。



### 申請をお考えの方へ

新たにシンボルマークの使用をご検討されている方は、まずは神戸市しあわせの村指定管理者の（公財）こうべ市民福祉振興協会に事前にご相談ください。

公益財団法人 こうべ市民福祉振興協会 運営振興課

〒651-1106

神戸市北区しあわせの村 1 番 1 号

電話:078-743-8190 FAX :078-743-8180

E-mail:[kouhou@shiwasenomura.org](mailto:kouhou@shiwasenomura.org)

事前相談が済みましたら、下記から使用申請をお願いします。

e-KOBE: 神戸市スマート申請システム

<https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/procedures/apply/36268d9d-5bc9-439e-9874-ff36296b3215/start>